

## 幌延町

# 奨学生募集

幌延町では、平成18年度に公立学校、専修学校の専門課程(専門学校)及び短大・大学(大学院)へ進学される方を対象に奨学生を募集します。学資の貸付を希望される方は、通学学校長と相談の上、教育委員会へお申込みください。

【詳しくは】

教育委員会学校教育係  
☎5-1321

### 募集期間

平成18年2月1日～平成18年3月31日

(募集期間外でも受け付けますが、支給が遅れることがありますので、希望予定の方はお早めに申込み願います)

### 貸付額

高校生	月額／10,000円
専門学校生	月額／20,000円
大学(短大)生	月額／20,000円

### 貸付資格

申請日現在において幌延町民もしくは幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校より進学する予定の生徒であること。

### 提出書類

1. 奨学資金貸付申請書
2. 学校長の推薦書又は成績証明書
3. 身上申告書
4. 申請者の住民票抄本
5. 健康診断書

1～3の用紙については、教育委員会学校教育係に備えてあります。



お知らせ

北海道 建築指導課から

## 民間アパートなどを退去する際の 原状回復費用をめぐるトラブルを避けるために

民間賃貸住宅(アパート・借家)の借主の方が退去される際、本来は借主に返還されるべき敷金が、借主の負担ではない分まで「原状回復費用」として精算されたり、高額な修繕費が請求されるといったトラブルが発生しています。

「原状回復」とは、完全に入居時の状態に戻すということではありません。

国土交通省によるガイドラインによると、故意や不注意によるものではなく、居室・居室を契約に定められた方法に従い、また、通常の使用法で使用していてもそうなったということであるなら、仮に入居時よりも状態が悪くなっていたとしても、借主はその修繕費用を負担しなくてもよいとされています。

詳しくは

北海道 建築指導課 ☎011-204-5575(直通)

<http://www.pref.hokkaido.jp/kensetu/kn-ksido/fudousan/genjoukaifuku.htm>